

葛尾村権利擁護支援体制整備実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、認知症や知的障がい、その他の精神上の障がいがあることにより、財産の管理又は日常生活等に支障がある者（以下「要支援者」という。）が成年後見制度を円滑に利用できるよう必要な支援を行い、権利を擁護することにより、地域で安心して暮らせる体制を整備するため、成年後見制度の利用促進等の権利擁護支援体制の整備に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

成年後見人等 成年後見人及び成年後見監督人、保佐人及び保佐監督人、補助人及び補助監督人、任意後見人及び任意後見監督人をいう。

中核機関 成年後見制度に関して、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関をいう。

地域連携ネットワーク 要支援者を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みをいう。

協議会 法律及び福祉の専門団体並びに関係機関が連携体制を強化するための合議体をいう。

(設置及び運営)

第3条 中核機関の設置主体は、村とする。

(中核機関の業務)

第4条 中核機関は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 成年後見制度の広報及び普及啓発に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用に係る相談支援に関すること。
- (3) 成年後見制度の利用の促進に関すること。
- (4) 成年後見人等の支援に関すること。
- (5) 地域連携ネットワークの構築に向けた協議会の設置及び運営に関すること。
- (6) その他村長が必要と認めること。

2 村長は中核機関の運営を適切に行うことができると認められる場合は、中核機関の業務の全部又は一部を外部機関に委託することができる。

(対象者)

第5条 中核機関の支援の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 要支援者のうち、村に在住する者又はこれに準ずる者
- (2) 前号に掲げる者の親族又は支援関係者

(協議会の設置)

第6条 成年後見制度の利用の促進に関する具体的な事項を協議するために、葛尾村地域連携ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の役割)

第7条 協議会の役割は次のとおりとする。

権利擁護支援や成年後見制度の利用促進に関すること。

関係機関等の連携強化に関すること。

相談体制の充実にに関すること。

前3号に掲げるもののほか、権利擁護対策の推進に関すること。

(協議会委員の選任)

第8条 協議会は委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから前条に規定する役割に応じて最適な人員を委嘱し、招集するものとする。

法曹関係者

権利擁護関係者

医療・福祉・介護関係者

金融機関関係者

地域関係団体の代表者

社会福祉協議会職員

関係行政職員

前各号に掲げる者のほか、村長が必要と認める者

- 2 協議会は、前項の委員のほか、必要に応じて成年後見制度に関し、優れた見識を有する者（以下「オブザーバー」という。）を置くことができる。ただし、オブザーバーは協議会の決定に関与しない。

（会長及び副会長の職務）

第9条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって選出し、副会長は委員の中から会長が任命する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（協議会の会議）

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議の運営については、会長が会議に諮って定める。
- 3 委員は、第7条の各号に掲げる事項を総合的に協議検討する。

（協議会委員の報酬）

第11条 委員に支給する報酬及び費用弁償については特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月1日条例第4号）の定めるところによる。

（庶務）

第12条 中核機関及び協議会に関する庶務は、住民生活課において行う。

（守秘義務）

第13条 中核機関の業務に従事する者及び協議会の参加者は、職務上知り得た秘密を漏ら

してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。